

第 10 回：第 9 章（持分－資本 2）

8 章と同じく過去問ではあまり出ていない。
従って今日は理論的な話が中心になります。
計算は必要最小限にテキストの設例を解説します。

今日のテーマ

① 留保利益の分類

未処分利益剰余金

処分済利益剰余金

任意積立金の取崩

設例 8-11 を藤沢が解説します

② 剰余金の処分

分配可能額は下記の式のみ押さえておこう

剰余金の額－自己株式の帳簿価額－のれん等調整額－その他有価証券評価差額金

③ 株主持分（株主資本）以外の純資産項目

① 留保利益の分類

留保利益

未処分利益剰余金（繰越利益剰余金）・・・テキストに説明あるが深く考えなくてよい

処分済利益剰余金

利益準備金（債権者保護の立場から積立が強制されている）
任意積立金（社債権者との契約に基づく減債積立金や事業拡張・配当の平均化のための積立金がある）
税法上の準備金（海外投資等損失準備金→5年据え置き、5年で均等取崩）
損金算入可

※任意積立金は目的達成後は取り崩しが必要
計算論点としては、積立時の逆仕訳でOK

設例 8-11 を藤沢が解説します

② 剰余金の処分分配可能額

分配可能額は下記の式のみ押さえておこう

剰余金の額－自己株式の帳簿価額－のれん等調整額－その他有価証券評価差額金（損）

※本来は自己株式の処分対価（テキスト未掲載）や臨時決算・連単差額（日商1級などのテキスト未記載）などもあります。試験の出題が低いことなどを考慮すると上記の項目のみ覚えておき（余裕があればです）、理論出題に備えておけばよいと思います。

③ 株主持分（株主資本）以外の純資産項目

概念フレームワークでは、資産を定義し、資産を引き渡す義務として負債を定義し、その差額を純資産としている。その関係で株主資本以外でも純資産に入ってるものがある。簡単に紹介しよう。

★新株予約権はなぜ純資産

→経済的資源を引き渡す義務ではないから（返済義務のある負債ではない）

★評価換算差額はなぜ株主資本ではない

→払込資本ではない、留保利益（実現した利益）でもない

★非支配株主持分はなぜ純資産

→負債ではない（返済義務はない）

では、なぜ株主資本ではない

→親会社株主に帰属しない

<マトメ>

8.8

留保利益には未処分利益剰余金と処分済利益剰余金がある。

未処分利益の代表例は繰越利益剰余金である。

処分済利益は、利益準備金・任意積立金・税法上の準備金がある。

8.9 (難しい：没問)

消去法でD